



財政運営上有利な「合併特例事業債」

市が借り入れる市債（借金）の一つに「合併特例事業債」があります。「新市建設計画」（6町合併協策定）に基づく、新市のまちづくりに対する財源として借り入れることができる市債のことをいいます。

将来の返済額（元利償還金）の7割が普通交付税で補てんされるなど市の負担が少ない特別な市債であり、合併した市町村にのみ活用することが認められています。平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）

合併特例事業債の適切な活用

図 財政課 (☎ 69-0160)

の改正により創設され、「普通交付税の算定替」と同様に、市町村合併の大きなメリットとされています。

23年度末の借入残高は122億円

合併特例事業債は、公共施設の建設や道路整備などのほか、地域振興を目的とした基金積立のために必要な経費について借り入れることができます。合併後10年間に限り活用することができ、また借入上限額は合併市町村の規模に応じて定められています。

本市では、保育所や学校施設の耐震化、新火葬場の建設など特に必要な事業に活用し、また積み立てた基金はその全額を地域振興のための事業に使うこととしています。平成23年度までに121.9億円を借り入れ、ブロードバンドネットワーク整備、大宮北保育所整備などを実施してきました。

将来の財政運営を見通し、適切に活用

合併特例事業債は、財政

的に有利な起債であるものの、市の「借金」であることに変わりありません。合併特例債などの地方債に依存すると、結果的に将来の負担が増大してしまう恐れがあります。このため、将来の財政運営を十分に見通した上で、真に必要な事業に限定するなど、その活用にあたっては慎重な検討が大切となります。

本市の合併特例事業債の活用期限は、平成26年度まで。借り入れの上限額は、建設事業分が約356.9億円、基金積立分が約37.3億円となっています（下表）。

現在、合併特例事業債の活用期間を5年間延長し15年間とする法律案が、国会で審議されています。この法律が成立すると、本市では平成31年度まで合併特例事業債を活用できることとなります。また、借金残高の中の実質的な借金（普通交付税で補てんされない額）の軽減への効果も期待できます。

本市の借金に関する2つの指標（「実質公債費比率」と「将来負担比率」）はそれぞれ適正とされる基準内に

あります。しかしながら、主要な収入である普通交付税は平成27年度から段階的に減少し、本市の財政をめぐる状況はさらに厳しくなるものと見込まれます。このため、合併特例事業債を適切に活用しながら、公債費（借金返済額）の抑制に努め、効率的な財政運営を行っていかねばなりません。

借金（市債）残高の推移

区分	活用の上限額	H23年度末の活用額	今後活用可能額
建設事業分	356.9 億円	96.2 億円	260.7 億円
基金積立分	37.3 億円	25.7 億円	11.6 億円
計	394.2 億円	121.9 億円	272.3 億円